【バリアフリー基本構想における重点整備地区の抽出と基本構想策定地区の絞込みの考え方について】

（１）重点整備地区の要件

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー新法第2条21項に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 配置要件   |  | | --- | | ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区  ・地区全体の面積がおおむね400ha（半径約1.1ｋｍ円の圏域）未満  ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね３以上所在すること  ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること  「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号イ） |   ② 課題要件   |  | | --- | | ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況  ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性  ・想定される事業の実施範囲、実現可能性  などの観点から総合的に判断して事業の実施が特に必要な地区  「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号ロ） |   ③ 効果要件   |  | | --- | | ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進  ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等  「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号ハ） | |

（２）新規整備対象地区の選定の考え方

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選定のステップ | | 対象  地区 | 選定の理由 |
|  | |  |  |
| １ | 乗降客数3,000人以上の駅（特定旅客施設）及び区役所 | 29駅  7地区 | 市内の特定旅客施設29駅及び、市内7区の区役所の周辺 |
|  |  |  |  |
| ２ | 堺市交通バリアフリー基本構想での策定地区を除いた地区 | 12駅  3地区 | 基本構想を策定済みの17駅14地区を除く。このうち、堺区、北区、中区、西区の区役所周辺は駅周辺に含まれる。 |
|  |  |  |  |
| ３ | 地区内に主な特別特定建築物（特定旅客施設を含む。）が３以上所在する地区（新規整備対象候補地区） | 5駅  1地区 | 特定旅客施設、公共施設、病院、スーパー等の主な特別特定建築物が3以上所在する地区は、ＪＲ百舌鳥駅、ＪＲ浅香駅、南海百舌鳥八幡駅、泉北高速鉄道栂・美木多駅、ＪＲ津久野駅、美原区役所の周辺 |

　　　※地区の選定にあたっては、策定開始の平成２５年の状況を基に行っています。

（３）新規整備対象候補地区（５駅＋１地区）の特徴

|  |  |
| --- | --- |
| 地区 | 新規整備対象候補地区における重点整備地区としての特徴 |
| **泉北高速鉄道栂・美木多駅** | **◎主な特別特定建築物等が８施設と比較的多い。**  **◎区役所など区の中核となる公共施設、泉北高等支援学校、近畿大学医学部堺病院など広域から高齢者・障害者等が利用する施設が立地。**  **◎乗降客数が５駅で最も多い。（22,473人）** |
| ＪＲ浅香駅 | △主な特別特定建築物が３施設と少ない。  △乗降客数が百舌鳥八幡駅に次いで少ない。（4,798人） |
| 南海百舌鳥八幡駅 | △主な特別特定建築物が２施設と少ない。  △乗降客数が５駅で最も少ない。（3,959人） |
| **ＪＲ津久野駅** | **◎主な特別特定建築物等が７施設と比較的多い。**  **◎堺市立総合医療センターが開設予定で、広域から高齢者・障害者等の利用が見込まれる。**  **◎乗降客数が比較的多い。（17,012人）** |
| ＪＲ百舌鳥駅 | △主な特別特定建築物等が５施設と比較的少ない。  **◎堺市博物館、中央図書館など広域からの利用が見込まれる。**  △乗降客数が比較的少ない。（7,660人）  **◎世界文化遺産登録が決定すれば地区の交流人口増が見込まれる。** |
| 美原区役所 | **◎特別特定建築物が多数所在するうえ、特に公共施設が多く所在している。**  △既に地区の中核となる区役所等が新設のためバリアフリー化済  △鉄道駅がなく施設間移動のみの利用者に限られる。また、鉄道駅がないという地区の特性上、車による施設利用者が多い。  **◎都市計画マスタープランにおいて、都市拠点の位置づけがある。** |

※５駅１地区の比較において、「◎」印は、基本構想策定の要件と照合し選定の優位性に寄与する項目、「△」印は、寄与しない項目

※乗降客数は平成23年時点における各社公表値

（４）バリアフリー新法に基づく基本構想策定地区の選定

前述の新規整備対象候補地区のうち、選定の優位性に寄与する項目を有する地区は「泉北高速鉄道栂・美木多駅周辺地区」、「ＪＲ津久野駅周辺地区」、「ＪＲ百舌鳥駅周辺地区」、「美原区役所周辺地区」となっていますが、このうち特に整備の必要性が高い地区を選定し、基本構想を策定することとします。

選定の視点としては、「整備効果が特に高いと見込まれる地区」、「市の重点施策がある地区」、「地区のバランス及び上位計画の位置づけがある地区」と分類し各地区の比較を行いました。

「整備効果が特に高いと見込まれる地区」は、特定旅客施設の乗降客数と周辺に立地する主な特別特定建築物の数を総合的に勘案し、他地区よりも優位性が高い地区です。

「市の重点施策がある地区」は、世界遺産登録を目指す百舌鳥・古市古墳群への来訪者や健康福祉プラザの利用客を見込み周辺整備を進める必要性が高い地区です。

「地区のバランス及び上位計画の位置づけがある地区」は、美原区にはまだ基本構想が策定されておらず、かつ都市計画マスタープランの美原都市拠点に位置づけられていることから、周辺整備を進める必要性が高い地区です。

これらの３つの選定の視点で各地区を検討した結果、いずれの地区も必要性が高い地区ではあるものの、乗降客による駅周辺利用や主な特別特定建築物の数が比較的多く周辺の徒歩利用が見込まれる「整備効果が特に高いと見込まれる地区」である「泉北高速鉄道栂・美木多駅周辺地区」、「ＪＲ津久野駅周辺地区」について基本構想を策定することとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選定の視点 | 地区 | 乗降客数 | 主な特別特定建築物の数 |
| 整備効果が特に高いと見込まれる地区 | 泉北高速鉄道栂・美木多駅 | 22,473人 | 8 |
| JR津久野駅 | 17,012人 | 7 |
| 市の重点施策がある地区 | JR百舌鳥駅 | 7,660人 | 5 |
| 地区のバランス及び上位計画の位置づけがある地区 | 美原区役所 | 該当なし | 10 |